

官報

号外 平成十一年七月一日

○第四百十五回 衆議院會議録 第四十二号

平成十一年七月一日(木曜日)

議事日程 第三十一号

平成十一年七月一日

午後一時開議

第一 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長穂積良行君。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(穂積良行君登壇)

○穂積良行君 ただいま議題となりました農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律

案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、土地の農業上の利用を確保し、農業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地方分権推進計画の実施に必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、農林水産大臣は、農用地等の確保に関する基本的な方向、農業振興地域の指定の基準に関する事項等を内容とする基本指針を定めることとしております。

第二に、都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村等の定める農業振興地域整備計画の内容として、農用地等の保全に関する事項等を新たに追加することとしております。

第三に、従来通達で定められていた農用地区域の基準を法律に規定することにより、計画的な土地利用を推進するとともに、行政事務の明確化を図ることとしております。

委員会におきましては、六月九日中川農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨六月三十日政府に対する質疑を行いました。質疑を終局後、討論を行い、採決しましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、国家公務員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長二田孝治君。

国家公務員法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(二田孝治君登壇)

○二田孝治君 ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、人事院の平成十年五月十三日付の意見

の申し出にかんがみ、定年退職者等が公務におい

て培った知識、経験を活用できるようにするた

め、一般職の國家公務員について、六十五歳まで

の在職を可能にする新たな再任用制度を設けると

ともに、人事院の同年九月二十五日付の意見の申

し出にかんがみ、懲戒制度の一層の適正化を図る

ため、退職した職員が再び職員として採用された

場合において、当該退職及び採用が一定の要件に

該当するものであるときは、退職前の在職期間中

の懲戒事由に対して処分を行うことができること

等とするものであります。

本案は、参議院から送付されたものでありまし

て、去る六月二十五日本委員会に付託され、同月

二十九日太田総務庁長官から提案理由の説明を聴

取し、昨三十日質疑を行い、採決いたしましたこ

ころ、全会一致をもって原案のとおり可決すべき

ものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま

した。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会い

たします。

午後一時八分散会

出席國務大臣

農林水産大臣 中川 昭一君

國務大臣 太田 誠一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨六月三十日、参議院議長から、国会におい

て承認することを議決した次の件を内閣に送付

した旨の通知書を受領した。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に

関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機

構との間の協定の締結について承認を求めるの

件

一、昨六月三十日、参議院議長から、次の法律の

公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

職業安定法等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る六月二十九日、内閣から次の報告書を受

領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東チモール国際平和協力業務実施計画の報告書

(要求書受領)

一、去る六月二十九日、内閣から、司法制度改革審議会委員に石井宏治君、井上正仁君、北村敬子君、佐藤幸治君、高木剛君、竹下守夫君、鳥居泰彦君、中坊公平君、藤田耕三君、三浦知壽子君、水原敏博君、山本勝君及び吉岡初子君を任命したので、司法制度改革審議会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨

の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る六月二十九日、本院は、司法制度改革審議会委員に石井宏治君、井上正仁君、北村敬子君、佐藤幸治君、高木剛君、竹下守夫君、鳥居泰彦君、中坊公平君、藤田耕三君、三浦知壽子君、水原敏博君、山本勝君及び吉岡初子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

谷川 和穂君 河本 三郎君

石井 郁子君 瀬古由起子君

河本 三郎君 谷川 和穂君

瀬古由起子君 石井 郁子君

辞任

補欠

島 聡君 中川 正春君

中川 正春君 島 聡君

一、昨六月三十日、議長において、次のとおり常

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 農用地等の確保等に関する基

本指針

(基本指針の作成)

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 農用地等の確保に関する基本的な方向
- 二 農業振興地域の指定の基準に関する事項
- 三 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本指針の変更)

第三条の三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基

本指針を変更するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第四条第一項中「都道府県知事は」の下に、「基本指針に基づき」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 農用地等の確保に関する事項

第四条第二項第三号を削り、同項第四号中ホをトとし、同号二中「ロ」を「ハ」に改め、同号中二をハとし、ハを二とし、二の次に次のように加える。

ホ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

第四条第二項第四号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農用地等の保全

第四条第二項第四号を同項第三号とし、同条第五項中「の承認を受けなければ」を「に協議しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該農業振興地域整備基本方針のうち第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについては、農林水産大臣の同

意を得なければならない。

第四条第六項中「承認をしようとする」を「協議を受けた」に改める。

第五条第一項中「経済事情」を「基本指針の変更により又は経済事情」に改め、「生じたときは」の下に、「遅滞なく」を加え、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県知事のできた農業振興地域整備基本方針のうち前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて前項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第八条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 農用地等の保全に関する事項

第八条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

第十条第三項を次のように改める。

3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)は、当該農業

振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならぬ。

一 集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの

二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地

三 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地

四 第三条第四号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第一号及び第二号に掲げる土地に隣接するもの

五 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図

るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地
第十條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第七條第四項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。

第十二條の次に次の一條を加える。

(農業振興地域整備計画に関する基礎調査)

第十二條の二 第八條第一項の市町村は、その区域内にある農業振興地域について、おおむね五年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、前項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

第十三條第一項中「変更により」の下に、「前条

第一項の規定による基礎調査の結果により」を加え、同條第三項中「前条」を「第十二條」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができ。

一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三 当該変更により、農用地区域内の第三條第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそ

れがないと認められること。

四 当該変更に係る土地が第十條第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

第十三條の二第五項中「(昭和二十四年法律第九十五号)」を削る。

第二十四條中「十萬元」を「五十萬元」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

(農用地等の確保等に関する基本指針に関する経過措置)

第二條 農林水産大臣は、この法律の施行前に、この法律による改正後の農業振興地域の整備に関する法律(以下「新法」という。)第三條の二の規定の例により、農用地等の確保等に関する基本指針を定めなければならない。

2 前項の規定により定められた基本指針は、新

法第三條の二第一項の規定により定められた基本指針とみなす。

(農業振興地域整備基本方針に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にこの法律による改正前の農業振興地域の整備に関する法律(以下「旧法」という。)第四條第五項(旧法第五條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による承認を受けた農業振興地域整備基本方針は、新法第四條第五項(新法第五條第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による協議が調い、かつ、同意を得た農業振興地域整備基本方針とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四條第五項の規定により農林水産大臣に対してされている承認の申請は、新法第四條第五項の規定により農林水産大臣に対してされた協議の申出とみなす。

3 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅滞なく、旧法第四條第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針を変更しなければならない。この場合には、新法第四條第四項から第七項まで及び第五條第二項の規定を準用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(集落地域整備法の一部改正)

第五条 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第一項後段」の下に「及び第二項を加え、」あるのは、を「あるのは」に、「農業振興地域整備計画」を「農業振興地域整備計画」と、変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により「とあるのは」変更により「に改める。

理 由

最近における農業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、土地の農業上の利用を確保し、農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定するとともに、農業振興地域整備計画の内容の拡充、農用地利用計画の対象となる土地の基準の法定化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地等を良好な状態で確保し、土地の農業上の利用を確保しながら農業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地方分権推進計画の実施に必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農林水産大臣による農用地等の確保等に関する基本指針の策定

新たに、農林水産大臣は、農用地等の確保に関する基本的な方向、農業振興地域の指定の基準に関する事項等につき、基本指針を定めるものとする。

2 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の内容の拡充

都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村等の定める農業振興地域整備計画の内容として、農用地等の保全に関する事項並びに農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項を新たに

追加すること。

3 農用地区域の基準の法定化

従来通達で定められていた農用地区域の基準を法律に規定することにより、計画的な土地利用を推進するとともに、行政事務の明確化を図ること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、初めて定める農用地等の確保等に関する基本指針に関する経過措置に係る規定については、公布の日から施行すること。

議案の可決理由

本案は、土地の農業上の利用の確保及び農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進並びに地方分権推進計画の実施に必要な措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十一年六月三十日

農林水産委員長 穂積 良行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国家公務員法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年六月四日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国家公務員法等の一部を改正する法律

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の四を次のように改める。

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二

第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者(以下「定年退職者等」という。)又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に

基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

第三章第六節第一款第二目中第八十一条の五を第八十一条の六とし、第八十一条の四の次に次の一条を加える。

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でそ

の職務が当該短時間勤務の官職と同種のものに占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第二項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第八十二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条に次の一項を加える。

職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国

家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一

項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第二条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員をいい、」の下に「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）並びに」を加える。

第二条の二第一項中「職員（の下に「再任用職員及び」を加える。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第三条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

11 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された

職員(以下「再任用職員」という。)のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給月額、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、第六条の二及び前条第十一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十二条第二項第二号中「掲げる額」の下に「(再任用短時間勤務職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加える。

第十六条第一号中「除く。」の下に「次項におい

て同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十九条の四中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項を」第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の八十」とする。

第十九条の七第二項後段を次のように改める。

この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)を乗じて得た額の総額

第十九条の七第四項中「第十九条の四第四項」

を「第十九条の四第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十九条の八中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項を」第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」とする。

第十九条の九第二項中「号俸」の下に「(再任用職員にあつては、職務の級)」を加える。

第十九条の十に次の一項を加える。

4 第十条の三から第十一条の二まで、第十一条の四から第十一条の九まで、第十二条の二、第十三条の二及び第十三条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

第二十二条第一項中「職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)」を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六系関係)

イ 行政職俸給表 (一)

職級の 区分 番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	137,300	174,200	188,500	223,600	241,600	262,600	282,500	304,400	340,300	380,200	430,100
2	141,700	181,100	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
3	146,300	188,500	202,900	240,500	259,100	281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
4	151,600	194,400	210,200	249,600	268,800	290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
5			218,300	258,900	277,700	299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,600	309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	508,200
7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100	424,900	468,900	531,800
9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
10	178,300	219,300	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
13	186,900	233,100	272,800	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800	494,200		
17		245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900	498,700		
18		248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	503,000		
19		250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900			
20			301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700			
21			303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500			
22			306,000	361,400	382,600	422,400	440,400				
23			308,100	363,800	385,300	426,000					
24			310,200	366,200	388,000	429,600					
25			312,300	368,600	390,700						
26			314,300	370,900	393,500						
27			316,300	373,200							
28			318,300	375,600							
29			320,300								
30			322,300								
31			324,300								
32			326,300								
主任 技師 の 職 級			221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400
主任 技師 の 職 級	153,400	191,900									

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

行政職俸給表(一)

職級の 区分	職 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
主任 事務官 の 職級	1	128,000	157,600	186,600	204,900	231,900	261,000
	2	126,700	156,500	185,600	203,800	230,800	260,000
	3	125,400	155,400	184,500	202,700	229,700	259,000
	4	124,100	154,300	183,400	201,600	228,600	258,000
	5	122,800	153,200	182,300	200,500	227,500	257,000
	6	121,500	152,100	181,200	199,400	226,400	256,000
	7	120,200	151,000	180,100	198,300	225,300	255,000
	8	118,900	149,900	179,000	197,200	224,200	254,000
	9	117,600	148,800	177,900	196,100	223,100	253,000
	10	116,300	147,700	176,800	195,000	222,000	252,000
主任 事務官 の 職級	11	115,000	146,600	175,700	193,900	220,900	251,000
	12	113,700	145,500	174,600	192,800	219,800	250,000
	13	112,400	144,400	173,500	191,700	218,700	249,000
	14	111,100	143,300	172,400	190,600	217,600	248,000
	15	109,800	142,200	171,300	189,500	216,500	247,000
	16	108,500	141,100	170,200	188,400	215,400	246,000
	17	107,200	140,000	169,100	187,300	214,300	245,000
	18	105,900	138,900	168,000	186,200	213,200	244,000
	19	104,600	137,800	166,900	185,100	212,100	243,000
	20	103,300	136,700	165,800	184,000	211,000	242,000
主任 事務官 の 職級	21	102,000	135,600	164,700	182,900	210,000	241,000
	22	100,700	134,500	163,600	181,800	208,900	240,000
	23	99,400	133,400	162,500	180,700	207,800	239,000
	24	98,100	132,300	161,400	179,600	206,700	238,000
	25	96,800	131,200	160,300	178,500	205,600	237,000
	26	95,500	130,100	159,200	177,400	204,500	236,000
	27	94,200	129,000	158,100	176,300	203,400	235,000
	28	92,900	127,900	157,000	175,200	202,300	234,000
	29	91,600	126,800	155,900	174,100	201,200	233,000
	30	90,300	125,700	154,800	173,000	200,100	232,000
主任 事務官 の 職級	31	89,000	124,600	153,700	171,900	199,000	231,000
	32	87,700	123,500	152,600	170,800	197,900	230,000
	33	86,400	122,400	151,500	169,700	196,800	229,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の事務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職級の 区分	職 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
主任 専門行政官 の 職級	1	158,400	224,800	273,500	311,600	340,300	380,200	430,100
	2	157,100	223,500	272,200	310,300	339,000	378,900	428,800
	3	155,800	222,200	270,900	309,000	337,700	377,600	427,500
	4	154,500	220,900	269,600	307,700	336,400	376,300	426,200
	5	153,200	219,600	268,300	306,400	335,100	375,000	424,900
	6	151,900	218,300	267,000	305,100	333,800	373,700	423,600
	7	150,600	217,000	265,700	303,800	332,500	372,400	422,300
	8	149,300	215,700	264,400	302,500	331,200	371,100	421,000
	9	148,000	214,400	263,100	301,200	330,000	369,800	419,700
	10	146,700	213,100	261,800	300,000	328,700	368,500	418,400
主任 専門行政官 の 職級	11	145,400	211,800	260,500	298,700	327,400	367,200	417,100
	12	144,100	210,500	259,200	297,400	326,100	365,900	415,800
	13	142,800	209,200	257,900	296,100	324,800	364,600	414,500
	14	141,500	207,900	256,600	294,800	323,500	363,300	413,200
	15	140,200	206,600	255,300	293,500	322,200	362,000	411,900
	16	138,900	205,300	254,000	292,200	320,900	360,700	410,600
	17	137,600	204,000	252,700	290,900	319,600	359,400	409,300
	18	136,300	202,700	251,400	289,600	318,300	358,100	408,000
	19	135,000	201,400	250,100	288,300	317,000	356,800	406,700
	20	133,700	200,100	248,800	287,000	315,700	355,500	405,400
主任 専門行政官 の 職級	21	132,400	198,800	247,500	285,700	314,400	354,200	404,100
	22	131,100	197,500	246,200	284,400	313,100	352,900	402,800
	23	129,800	196,200	244,900	283,100	311,800	351,600	401,500
	24	128,500	194,900	243,600	281,800	310,500	350,300	400,200
	25	127,200	193,600	242,300	280,500	309,200	349,000	398,900
	26	125,900	192,300	241,000	279,200	307,900	347,700	397,600
	27	124,600	191,000	239,700	277,900	306,600	346,400	396,300
	28	123,300	189,700	238,400	276,600	305,300	345,100	395,000
	29	122,000	188,400	237,100	275,300	304,000	343,800	393,700
	30	120,700	187,100	235,800	274,000	302,700	342,500	392,400
主任 専門行政官 の 職級	31	119,400	185,800	234,500	272,700	301,400	341,200	391,100
	32	118,100	184,500	233,200	271,400	300,100	340,000	389,800
	33	116,800	183,200	231,900	270,100	298,800	338,700	388,500

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることになった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職級の 区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,300	198,000	224,700	253,300	273,000	293,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
2	159,600	205,400	231,900	271,500	291,500	312,800	334,200	355,300	389,300	429,800	468,500
3	167,000	212,600	239,300	280,700	300,900	322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
4	174,400	218,300	246,800	288,900	310,100	333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
5	182,000	223,000	254,300	299,200	319,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
6	190,800	227,700	261,700	308,300	328,500	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
7	198,100	232,500	267,700	317,000	337,600	363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
8	200,900	236,100	273,600	325,600	346,500	373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	545,100
9	203,800	239,300	279,400	334,000	355,100	383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
10	205,900	242,200	285,000	342,100	362,300	388,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
11	207,900	245,200	290,400	346,600	368,600	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
12	208,700	248,200	294,800	355,100	374,500	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
13	211,300	251,200	298,800	359,400	380,300	422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	582,500
14		253,300	302,400	363,500	385,600	431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
15											
16			305,800	367,200	390,400	437,500	454,400	480,200	506,900		
17			308,000	370,000	394,100	443,500	459,000	484,500	511,000		
18				372,600	397,500	448,000	463,500	488,700	515,100		
19				375,000	400,900	451,700	467,300	492,800			
20				377,300	403,800	455,300	471,000	496,700			
21				379,600	406,500	458,800	474,700	500,500			
22				381,800		462,400	478,400				
23				384,000		466,000					
24						469,600					
25	166,600	210,200	237,700	283,600	303,800	334,900	352,100	373,900	401,900	434,700	479,800

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の課税及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表 (一)

職階 の 分	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	166,000	173,700	183,100	202,600	226,200	273,600	293,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
2	166,000	183,100	192,400	210,800	244,500	282,900	303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
3	173,900	192,400	202,600	219,400	253,700	292,300	312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
4	181,100	202,600	210,800	226,900	263,000	301,700	322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
5	189,800	210,800	217,600	234,400	281,500	320,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
6	198,700	217,600	225,000	242,000	290,900	329,400	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
7	207,300	225,000	231,800	249,800	300,300	338,400	363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
8	214,700	231,800	239,100	258,200	309,600	347,400	373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
9	222,000	239,100	247,000	266,300	318,200	356,200	383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
10	228,800	247,000	254,900	274,500	326,800	364,500	393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
11	236,100	254,900	263,000	282,600	335,300	372,700	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
12	244,000	262,000	271,100	290,800	343,700	380,700	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
13	251,000	270,000	279,200	298,800	351,800	388,700	422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
14	258,000	277,900	287,300	306,800	359,200	396,600	431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
15	267,000	285,800	294,900	315,000	366,900	403,900	437,500	454,400	480,200	506,900	541,000	601,300
16	274,400	293,100	302,400	323,500	374,900	411,200	445,500	463,600	488,700	515,100	550,000	605,300
17	281,300	300,400	309,900	331,900	382,900	417,200	449,000	467,300	492,900	519,000	554,000	609,300
18	287,800	307,400	317,300	340,000	390,800	423,200	451,700	471,000	496,700	523,000	558,000	613,300
19	294,500	314,200	324,600	347,400	398,100	427,000	455,300	471,000	496,700	523,000	558,000	617,300
20	301,100	321,000	331,800	355,000	405,400	430,200	458,800	474,700	500,500	527,000	562,000	621,300
21	307,800	327,700	338,800	362,000	412,400	437,400	466,000	482,000	507,800	534,500	569,500	625,300
22	313,800	334,100	345,800	371,000	421,200	446,100	475,000	491,000	516,800	543,500	578,500	629,300
23	319,900	340,600	352,800	378,900	429,900	454,800	484,000	499,000	524,800	551,500	586,500	633,300
24	325,700	347,300	359,700	386,200	438,200	463,100	492,600	507,600	533,400	560,100	595,100	637,300
25	331,600	354,000	366,500	393,500	446,100	471,000	500,800	515,800	541,600	568,300	603,300	641,300
26	337,500	360,300	373,800	400,800	454,000	478,900	509,000	524,000	549,800	576,500	611,300	645,300
27	342,500	366,000	380,300	408,100	461,900	486,800	517,000	532,000	557,800	584,500	619,300	649,300
28	346,300	371,000	385,600	412,500	469,900	495,000	525,300	540,300	566,100	592,800	627,300	653,300
29	350,200	375,500	389,700	416,900	477,800	503,900	534,300	549,300	575,100	601,800	635,300	657,300
30	354,200	380,200	394,100	421,200	485,700	512,800	543,300	558,300	584,100	610,800	643,300	661,300
31	358,100	385,100	399,000	425,500	493,600	520,700	551,300	566,300	592,100	618,800	647,300	665,300
32	362,000	390,000	404,000	429,800	501,500	528,600	559,300	574,300	600,100	626,800	655,300	669,300
33	366,000	395,000	409,000	434,100	509,400	536,500	567,300	582,300	608,100	634,800	663,300	673,300
34	370,000	400,000	414,000	438,400	517,300	544,400	575,300	590,300	616,100	642,800	671,300	677,300
35	374,000	405,000	419,000	442,700	525,200	552,300	583,300	598,300	624,100	650,800	679,300	683,300
36	378,000	410,000	424,000	447,000	533,100	560,200	591,300	606,300	632,100	658,800	687,300	687,300
37	382,000	415,000	429,000	451,300	541,000	568,100	600,300	615,300	641,100	667,800	695,300	691,300
38	386,000	420,000	434,000	455,600	548,900	576,000	608,300	623,300	649,100	675,800	703,300	695,300
39	390,000	425,000	439,000	460,000	556,800	583,900	616,300	631,300	657,100	683,800	711,300	699,300
40	394,000	430,000	444,000	464,300	564,700	591,800	624,300	639,300	665,100	691,800	719,300	703,300
41	398,000	435,000	449,000	468,600	572,600	600,700	632,300	647,300	673,100	699,800	727,300	707,300
42	402,000	440,000	454,000	472,900	580,500	608,600	640,300	655,300	681,100	707,800	735,300	711,300
43	406,000	445,000	459,000	477,200	588,400	616,500	648,300	663,300	689,100	715,800	743,300	715,300
44	410,000	450,000	464,000	481,500	596,300	624,400	656,300	671,300	697,100	723,800	751,300	719,300
45	414,000	455,000	469,000	485,800	604,200	632,300	664,300	679,300	705,100	731,800	759,300	723,300
46	418,000	460,000	474,000	490,100	612,100	640,200	672,300	687,300	713,100	739,800	767,300	727,300
47	422,000	465,000	479,000	494,400	620,000	648,100	680,300	695,300	721,100	747,800	775,300	731,300
48	426,000	470,000	484,000	498,700	627,900	656,000	688,300	703,300	729,100	755,800	783,300	735,300
49	430,000	475,000	489,000	503,000	635,800	663,900	696,300	711,300	737,100	763,800	791,300	739,300
50	434,000	480,000	494,000	507,300	643,700	671,800	704,300	719,300	745,100	771,800	800,300	743,300
51	438,000	485,000	499,000	511,600	651,600	679,700	712,300	727,300	753,100	779,800	808,300	747,300
52	442,000	490,000	504,000	515,900	659,500	687,600	720,300	735,300	761,100	787,800	816,300	751,300
53	446,000	495,000	509,000	520,200	667,400	695,500	728,300	743,300	769,100	795,800	824,300	755,300
54	450,000	500,000	514,000	524,500	675,300	703,400	736,300	751,300	777,100	803,800	832,300	759,300
55	454,000	505,000	519,000	528,800	683,200	711,300	744,300	759,300	785,100	811,800	840,300	763,300
56	458,000	510,000	524,000	533,100	691,100	719,200	752,300	767,300	793,100	819,800	848,300	767,300
57	462,000	515,000	529,000	537,400	699,000	727,100	760,300	775,300	801,100	827,800	856,300	771,300
58	466,000	520,000	534,000	541,700	706,900	735,000	768,300	783,300	809,100	835,800	864,300	775,300
59	470,000	525,000	539,000	546,000	714,800	742,900	776,300	791,300	817,100	843,800	872,300	779,300
60	474,000	530,000	544,000	550,300	722,700	750,800	784,300	799,300	825,100	851,800	880,300	783,300
61	478,000	535,000	549,000	554,600	730,600	758,700	792,300	807,300	833,100	859,800	888,300	787,300
62	482,000	540,000	554,000	558,900	738,500	766,600	800,300	815,300	841,100	867,800	896,300	791,300
63	486,000	545,000	559,000	563,200	746,400	774,500	808,300	823,300	849,100	875,800	904,300	795,300
64	490,000	550,000	564,000	567,500	754,300	782,400	816,300	831,300	857,100	883,800	912,300	799,300
65	494,000	555,000	569,000	571,800	762,200	790,300	824,300	839,300	865,100	891,800	920,300	803,300
66	498,000	560,000	574,000	576,100	770,100	798,200	832,300	847,300	873,100	899,800	928,300	807,300
67	502,000	565,000	579,000	580,400	778,000	806,100	840,300	855,300	881,100	907,800	936,300	811,300
68	506,000	570,000	584,000	584,700	785,900	814,000	848,300	863,300	889,100	915,800	944,300	815,300
69	510,000	575,000	589,000	589,000	793,800	821,900	856,300	871,300	897,100	923,800	952,300	819,300
70	514,000	580,000	594,000	593,300	801,700	829,800	864,300	879,300	905,100	931,800	960,300	823,300
71	518,000	585,000	599,000	597,600	809,600	837,700	872,300	887,300	913,100	939,800	968,300	827,300
72	522,000	590,000	604,000	601,900	817,500	845,600	880,300	895,300	921,100	947,800	976,300	831,300
73	526,000	595,000	609,000	606,200	825,400	853,500	888,300	903,300	929,100	955,800	984,300	835,300
74	530,000	600,000	614,000	610,500	833,300	861,400	896,300	911,300	937,100	963,800	992,300	839,300
75	534,000	605,000	619,000	614,800	841,200	869,300	904,300	919,300	945,100	971,800	1,000,300	843,300
76	538,000	610,000	624,000	619,100	849,100	877,200	912,300	927,300	953,100	979,800	1,008,	

ロ 公安関係給表 (二)

職級の 番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,300	186,000	224,700	263,300	292,000	330,700	369,300	408,000	446,700	485,300	524,000
2	159,800	205,400	231,900	271,500	291,500	312,800	334,200	356,700	389,200	421,700	454,200
3	167,700	212,600	239,300	280,700	300,900	322,800	344,800	366,700	389,700	411,800	434,800
4	175,700	218,300	246,800	289,300	310,100	333,100	354,900	377,200	409,900	452,000	491,700
5											
6	183,800	224,000	254,300	299,200	319,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
7	191,400	228,400	261,700	308,300	328,500	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
8	198,100	234,600	268,600	317,000	337,600	363,900	385,200	407,800	440,100	480,800	531,800
9	202,500	239,600	273,200	325,600	346,500	373,800	385,100	417,800	449,900	489,900	546,100
10	206,800	244,200	281,800	334,000	355,100	383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
11	210,900	248,900	288,200	342,100	363,100	393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
12	214,900	254,100	294,000	349,600	370,900	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
13	218,600	259,300	299,600	356,200	378,500	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	588,300
14	222,000	264,400	305,100	361,800	386,000	422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
15	225,600	269,200	310,700	366,600	392,600	431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
16	228,900	273,400	315,400	371,200	398,000	437,500	454,400	480,200	508,900		
17	232,100	277,100	319,900	374,400	402,900	443,500	459,000	484,500	511,000		
18	234,900	280,800	324,100	377,500	406,700	448,000	463,600	488,700	515,100		
19	237,500	282,800	327,500	380,300	410,200	451,700	467,300	492,900			
20	239,900		330,000	383,200	413,400	455,300	471,000	496,700			
21	241,900		332,000	386,100	416,300	458,800	474,700	500,500			
22			334,000	388,400	419,000	462,400	478,400				
23			336,000	390,700		466,000					
24			338,000	393,000		469,600					
25			340,100								
26	174,200	217,600	246,400	285,900	307,000	334,900	362,100	373,900	401,900	434,700	479,600

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

職級の 区分	職級 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	164,800	218,800	256,200	308,500	336,900	375,400	463,100	
2	174,300	227,500	275,000	335,600	360,100	402,500	489,000	
3	184,100	236,400	285,500	346,900	371,700	420,300	501,600	
4	193,900	244,200	299,300	358,300	383,200	438,000	514,100	
5								
6	204,400	252,100	313,000	369,700	394,300	455,200	526,100	
7	215,100	259,600	326,100	381,100	408,500	467,500	537,700	
8	221,800	267,200	334,700	392,200	422,600	479,400	548,200	
9	228,100	275,100	343,300	403,300	436,100	490,500	557,700	
10	232,700	282,400	351,900	414,200	445,600	501,600	564,900	
11	236,400	289,500	360,000	425,000	454,800	512,300	572,000	
12	240,300	295,900	367,700	433,700	463,400	521,200	578,700	
13	244,200	301,700	375,200	440,900	471,700	528,600	585,100	
14	248,100	307,500	382,500	448,000	478,600	534,800	590,800	
15	251,400	312,200	389,500	454,900	483,900	540,400	595,400	
16	254,600	316,800	396,200	459,400	488,300	545,700		
17	257,900	321,200	402,300	463,000	492,400	549,800		
18	261,000	324,300	405,500	466,500	496,500	553,900		
19	263,000	327,400	408,600	470,000	500,600	558,000		
20			411,500	473,600	504,500	562,100		
21			414,500	477,200	508,300			
22			417,500	480,800	512,100			
23			420,500	484,400	516,000			
24			423,500	488,000				
25			426,600	491,700				
26			429,700					
27			432,800					
主任 技師	225,400	257,100	298,200	351,600	378,800	418,800	492,300	

備考 この表は、海洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

職級の 区分	職級 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	136,600	175,000	206,300	234,000	267,000	300,200	
2	143,500	182,900	213,200	241,400	275,200	308,500	
3	148,400	191,600	219,600	249,200	283,900	316,800	
4	154,300	199,200	223,900	258,000	292,000	325,100	
5				266,600	299,200	333,500	
6	160,200	205,800	241,300	274,700	306,100	342,400	
7	167,100	212,300	249,100	282,900	312,700	351,000	
8	174,700	217,800	257,700	289,700	319,300	359,300	
9	181,900	224,100	266,200	296,300	325,500	367,300	
10	190,200	230,400	274,100	302,800	331,600	375,400	
11	197,800	237,000	281,700	309,000	337,500	383,500	
12	204,200	243,600	288,300	314,800	343,300	391,200	
13	210,600	249,700	294,700	320,000	349,100	398,800	
14	216,000	256,200	301,000	325,200	354,500	406,000	
15	221,300	262,500	306,700	329,800	359,500	412,400	
16	226,600	268,300	312,200	334,100	364,400	418,500	
17	231,800	274,100	316,800	337,900	368,800	424,600	
18	236,700	279,600	321,300	341,400	372,700	430,500	
19	241,800	285,100	325,600	344,900	376,800	436,300	
20	246,300	289,900	329,400	348,000	379,800	441,500	
21	249,600	293,800	332,100	351,100	381,800	446,400	
22	252,600	296,600	334,800	353,400	384,800	450,800	
23	254,600	299,400	337,400	355,700	387,800	454,500	
24		301,800	339,700	358,000	390,800		
25		303,900	341,800	360,300	393,700		
26		305,700	343,800	362,600	396,600		
27		307,500	345,800	364,900	399,500		
28		309,300	347,800	367,300			
29		311,100	349,800	369,700			
30			351,800				
31			353,800				
主任 技師	219,800	235,200	241,500	265,800	297,700	336,100	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表 (一)

職級の 区分 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	164,200	207,100	259,100	292,700	376,800
2	172,500	216,100	272,200	308,000	392,500
3	182,500	225,400	285,300	323,400	405,300
4	193,500	234,900	313,400	354,400	418,000
5					430,400
6	201,300	244,500	327,500	389,900	442,400
7	208,900	257,500	341,200	385,300	454,400
8	216,700	270,400	354,800	396,900	468,300
9	225,200	283,300	368,400	407,800	478,000
10	234,800	295,400	378,600	417,800	489,700
11	242,900	307,600	388,800	427,100	501,500
12	251,700	319,800	398,700	435,900	513,200
13	260,000	327,700	407,600	444,600	525,000
14	268,000	334,800	416,300	452,500	536,700
15	275,500	341,700	424,300	460,300	547,500
16	282,900	348,400	432,000	467,800	557,000
17	289,700	355,000	439,500	474,500	566,500
18	296,500	361,100	446,900	480,600	575,800
19	302,800	367,200	453,300	486,500	585,000
20	308,900	373,100	459,600	492,400	593,600
21	314,800	378,800	465,500	498,100	600,100
22	319,900	384,500	468,800	503,600	605,200
23	324,700	389,500	470,100	508,900	610,000
24	329,900	393,800	473,400	513,100	
25	333,000	396,900	476,600	516,600	
26	336,300	399,900	479,800	520,100	
27	339,500	402,900	483,000		
28	342,400	405,800	486,200		
29	344,700	408,700			
30	346,900	411,600			
31	349,100	414,500			
32	351,300	417,400			
33	353,400	420,400			
34	355,600	423,400			
35	357,800				
36	360,000				
37	362,200				
38	364,600				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるところに適用する。

ロ 教育職俸給表 (二)

職級の 区分 号	1 級	2 級	3 級	4 級
1	150,400	195,100	318,900	417,400
2	156,900	202,100	332,900	427,600
3	164,200	209,500	346,500	437,500
4	172,300	217,100	357,000	447,400
5			367,400	457,200
6	181,500	225,100	379,000	466,500
7	191,600	236,400	388,100	475,700
8	198,400	248,300	398,100	484,600
9	205,400	258,400	408,000	493,900
10	212,200	273,300	417,500	503,200
11	219,500	286,400	426,700	513,500
12	227,100	299,800	435,800	522,900
13	235,500	313,800	444,500	531,600
14	243,400	327,700	452,800	539,200
15	251,100	340,700	460,800	548,900
16	259,600	350,900	468,500	
17	267,600	361,100	476,900	
18	275,500	371,200	485,300	
19	283,300	380,800	493,500	
20	290,300	390,300	501,700	
21	297,000	399,500	509,900	
22	303,300	407,700	516,900	
23	309,500	415,800	521,100	
24	315,500	422,800		
25	321,500	430,000		
26	327,400	435,700		
27	333,200	442,500		
28	338,800	448,100		
29	344,100	453,200		
30	346,100	457,800		
31	351,300	462,300		
32	357,400	467,700		
33	359,500	469,700		
34	361,600			
35	363,600			
36	365,600			
37	367,600			
38	369,600			
39	371,800			
40				

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるところに適用する。
(二) この表の運用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるところの俸給月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

官 報 (号 外)

ハ 教育職給表 (三)

職級の 分	1	2	3	4
号	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	150,400	186,400	276,800	412,300
2	158,400	194,400	290,700	421,400
3	166,400	202,400	304,600	430,500
4	174,400	210,400	318,500	439,600
5	182,400	218,400	332,400	448,700
6	190,400	226,400	346,300	457,800
7	198,400	234,400	360,200	466,900
8	206,400	242,400	374,100	476,000
9	214,400	250,400	388,000	485,100
10	222,400	258,400	401,900	494,200
11	230,400	266,400	415,800	503,300
12	238,400	274,400	429,700	512,400
13	246,400	282,400	443,600	521,500
14	254,400	290,400	457,500	530,600
15	262,400	298,400	471,400	539,700
16	270,400	306,400	485,300	548,800
17	278,400	314,400	499,200	557,900
18	286,400	322,400	513,100	567,000
19	294,400	330,400	527,000	576,100
20	302,400	338,400	540,900	585,200
21	310,400	346,400	554,800	594,300
22	318,400	354,400	568,700	603,400
23	326,400	362,400	582,600	612,500
24	334,400	370,400	596,500	621,600
25	342,400	378,400	610,400	630,700
26	350,400	386,400	624,300	639,800
27	358,400	394,400	638,200	648,900
28	366,400	402,400	652,100	658,000
29	374,400	410,400	666,000	667,100
30	382,400	418,400	679,900	676,200
31	390,400	426,400	693,800	685,300
32	398,400	434,400	707,700	694,400
33	406,400	442,400	721,600	703,500
34	414,400	450,400	735,500	712,600
35	422,400	458,400	749,400	721,700
36	430,400	466,400	763,300	730,800
37	438,400	474,400	777,200	739,900
38	446,400	482,400	791,100	749,000
39	454,400	490,400	805,000	758,100
40	462,400	498,400	818,900	767,200
41	470,400	506,400	832,800	776,300
42	478,400	514,400	846,700	785,400
43	486,400	522,400	860,600	794,500
44	494,400	530,400	874,500	803,600
45	502,400	538,400	888,400	812,700
46	510,400	546,400	902,300	821,800
47	518,400	554,400	916,200	830,900
48	526,400	562,400	930,100	840,000
49	534,400	570,400	944,000	849,100
50	542,400	578,400	957,900	858,200
51	550,400	586,400	971,800	867,300
52	558,400	594,400	985,700	876,400
53	566,400	602,400	999,600	885,500
54	574,400	610,400	1,013,500	894,600
55	582,400	618,400	1,027,400	903,700
56	590,400	626,400	1,041,300	912,800
57	598,400	634,400	1,055,200	921,900
58	606,400	642,400	1,069,100	931,000
59	614,400	650,400	1,083,000	940,100
60	622,400	658,400	1,096,900	949,200
61	630,400	666,400	1,110,800	958,300
62	638,400	674,400	1,124,700	967,400
63	646,400	682,400	1,138,600	976,500
64	654,400	690,400	1,152,500	985,600
65	662,400	698,400	1,166,400	994,700
66	670,400	706,400	1,180,300	1,003,800
67	678,400	714,400	1,194,200	1,012,900
68	686,400	722,400	1,208,100	1,022,000
69	694,400	730,400	1,222,000	1,031,100
70	702,400	738,400	1,235,900	1,040,200
71	710,400	746,400	1,249,800	1,049,300
72	718,400	754,400	1,263,700	1,058,400
73	726,400	762,400	1,277,600	1,067,500
74	734,400	770,400	1,291,500	1,076,600
75	742,400	778,400	1,305,400	1,085,700
76	750,400	786,400	1,319,300	1,094,800
77	758,400	794,400	1,333,200	1,103,900
78	766,400	802,400	1,347,100	1,113,000
79	774,400	810,400	1,361,000	1,122,100
80	782,400	818,400	1,374,900	1,131,200
81	790,400	826,400	1,388,800	1,140,300
82	798,400	834,400	1,402,700	1,149,400
83	806,400	842,400	1,416,600	1,158,500
84	814,400	850,400	1,430,500	1,167,600
85	822,400	858,400	1,444,400	1,176,700
86	830,400	866,400	1,458,300	1,185,800
87	838,400	874,400	1,472,200	1,194,900
88	846,400	882,400	1,486,100	1,204,000
89	854,400	890,400	1,500,000	1,213,100
90	862,400	898,400	1,513,900	1,222,200
91	870,400	906,400	1,527,800	1,231,300
92	878,400	914,400	1,541,700	1,240,400
93	886,400	922,400	1,555,600	1,249,500
94	894,400	930,400	1,569,500	1,258,600
95	902,400	938,400	1,583,400	1,267,700
96	910,400	946,400	1,597,300	1,276,800
97	918,400	954,400	1,611,200	1,285,900
98	926,400	962,400	1,625,100	1,295,000
99	934,400	970,400	1,639,000	1,304,100
100	942,400	978,400	1,652,900	1,313,200
101	950,400	986,400	1,666,800	1,322,300
102	958,400	994,400	1,680,700	1,331,400
103	966,400	1,002,400	1,694,600	1,340,500
104	974,400	1,010,400	1,708,500	1,349,600
105	982,400	1,018,400	1,722,400	1,358,700
106	990,400	1,026,400	1,736,300	1,367,800
107	998,400	1,034,400	1,750,200	1,376,900
108	1,006,400	1,042,400	1,764,100	1,386,000
109	1,014,400	1,050,400	1,778,000	1,395,100
110	1,022,400	1,058,400	1,791,900	1,404,200
111	1,030,400	1,066,400	1,805,800	1,413,300
112	1,038,400	1,074,400	1,819,700	1,422,400
113	1,046,400	1,082,400	1,833,600	1,431,500
114	1,054,400	1,090,400	1,847,500	1,440,600
115	1,062,400	1,098,400	1,861,400	1,449,700
116	1,070,400	1,106,400	1,875,300	1,458,800
117	1,078,400	1,114,400	1,889,200	1,467,900
118	1,086,400	1,122,400	1,903,100	1,477,000
119	1,094,400	1,130,400	1,917,000	1,486,100
120	1,102,400	1,138,400	1,930,900	1,495,200
121	1,110,400	1,146,400	1,944,800	1,504,300
122	1,118,400	1,154,400	1,958,700	1,513,400
123	1,126,400	1,162,400	1,972,600	1,522,500
124	1,134,400	1,170,400	1,986,500	1,531,600
125	1,142,400	1,178,400	2,000,400	1,540,700
126	1,150,400	1,186,400	2,014,300	1,549,800
127	1,158,400	1,194,400	2,028,200	1,558,900
128	1,166,400	1,202,400	2,042,100	1,568,000
129	1,174,400	1,210,400	2,056,000	1,577,100
130	1,182,400	1,218,400	2,069,900	1,586,200
131	1,190,400	1,226,400	2,083,800	1,595,300
132	1,198,400	1,234,400	2,097,700	1,604,400
133	1,206,400	1,242,400	2,111,600	1,613,500
134	1,214,400	1,250,400	2,125,500	1,622,600
135	1,222,400	1,258,400	2,139,400	1,631,700
136	1,230,400	1,266,400	2,153,300	1,640,800
137	1,238,400	1,274,400	2,167,200	1,649,900
138	1,246,400	1,282,400	2,181,100	1,659,000
139	1,254,400	1,290,400	2,195,000	1,668,100
140	1,262,400	1,298,400	2,208,900	1,677,200
141	1,270,400	1,306,400	2,222,800	1,686,300
142	1,278,400	1,314,400	2,236,700	1,695,400
143	1,286,400	1,322,400	2,250,600	1,704,500
144	1,294,400	1,330,400	2,264,500	1,713,600
145	1,302,400	1,338,400	2,278,400	1,722,700
146	1,310,400	1,346,400	2,292,300	1,731,800
147	1,318,400	1,354,400	2,306,200	1,740,900
148	1,326,400	1,362,400	2,320,100	1,750,000
149	1,334,400	1,370,400	2,334,000	1,759,100
150	1,342,400	1,378,400	2,347,900	1,768,200
151	1,350,400	1,386,400	2,361,800	1,777,300
152	1,358,400	1,394,400	2,375,700	1,786,400
153	1,366,400	1,402,400	2,389,600	1,795,500
154	1,374,400	1,410,400	2,403,500	1,804,600
155	1,382,400	1,418,400	2,417,400	1,813,700
156	1,390,400	1,426,400	2,431,300	1,822,800
157	1,398,400	1,434,400	2,445,200	1,831,900
158	1,406,400	1,442,400	2,459,100	1,841,000
159	1,414,400	1,450,400	2,473,000	1,850,100
160	1,422,400	1,458,400	2,486,900	1,859,200
161	1,430,400	1,466,400	2,500,800	1,868,300
162	1,438,400	1,474,400	2,514,700	1,877,400
163	1,446,400	1,482,400	2,528,600	1,886,500
164	1,454,400	1,490,400	2,542,500	1,895,600
165	1,462,400	1,498,400	2,556,400	1,904,700
166	1,470,400	1,506,400	2,570,300	1,913,800
167	1,478,400	1,514,400	2,584,200	1,922,900
168	1,486,400	1,522,400	2,598,100	1,932,000
169	1,494,400	1,530,400	2,612,000	1,941,100
170	1,502,400	1,538,400	2,625,900	1,950,200
171	1,510,400	1,546,400	2,639,800	1,959,300
172	1,518,400	1,554,400	2,653,700	1,968,400
173	1,526,400	1,562,400	2,667,600	1,977,500
174	1,534,400	1,570,400	2,681,500	1,986,600
175	1,542,400	1,578,400	2,695,400	1,995,700
176	1,550,400	1,586,400	2,709,300	2,004,800
177	1,558,400	1,594,400	2,723,200	2,013,900
178	1,566,400	1,602,400	2,737,100	2,023,000
179	1,574,400	1,610,400	2,751,000	2,032,100
180	1,582,400	1,618,400	2,764,900	2,041,200
181	1,590,400	1,626,400	2,778,800	2,050,300
182	1,598,400	1,634,400	2,792,700	2,059,400
183	1,606,400	1,642,400	2,806,600	2,068,500
184	1,614,400	1,650,400	2,820,500	2,077,600
185	1,622,400	1,658,400	2,834,400	2,086,700
186	1,630,400	1,666,400	2,848,300	2,095,800
187	1,638,400	1,674,400	2,862,200	2,104,900
188	1,646,400	1,682,400	2,876,100	2,114,000
189	1,654,400	1,690,400	2,890,000	

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職級の 区分	職 号	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
研究員	1	137,400	187,600	261,500	304,100	350,600
	2	141,800	197,700	275,100	318,300	363,200
	3	147,000	206,800	288,700	332,600	375,900
	4	153,400	216,000	302,300	346,900	388,600
	5	161,200	225,600	316,200	358,000	401,000
	6	169,800	237,500	330,200	368,500	414,100
	7	178,800	249,500	344,100	378,500	427,300
	8	187,700	261,300	354,400	388,300	441,300
	9	196,000	271,700	364,000	397,900	455,000
	10	202,500	282,100	372,800	407,400	468,500
研究員	11	210,300	292,300	380,700	416,500	482,000
	12	218,300	298,600	387,700	425,600	495,000
	13	226,700	306,500	394,400	434,700	507,700
	14	235,800	313,400	400,900	443,500	519,900
	15	243,700	320,300	407,300	451,500	531,800
	16	250,100	327,200	413,300	459,400	543,700
	17	256,400	334,000	418,800	467,300	555,600
	18	262,600	340,700	423,600	475,100	566,400
	19	268,700	347,300	428,200	482,000	574,500
	20	274,400	353,800	432,400	488,900	581,600
研究員	21	279,800	358,900	436,600	494,300	587,700
	22	285,000	363,300	440,700	499,000	593,100
	23	290,200	368,300	444,800	503,000	597,300
	24	295,100	369,300	448,400		
	25	299,000	372,300	451,900		
	26	306,800	378,300			
	27	308,400	381,300			
	28	310,600				
	29	312,800				
	30	315,000				
主任研究員	31	223,400	271,300	306,800	351,200	403,300
主任研究員	32					

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職級の 区分	職 号	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
医師	1	241,000	303,200	355,500	438,600
	2	251,200	319,800	372,800	451,900
	3	266,700	336,400	390,000	464,300
	4	283,100	353,200	407,200	476,500
	5	299,400	370,100	420,300	488,300
	6	315,200	387,200	433,700	500,000
	7	331,000	404,300	446,700	511,200
	8	346,300	421,300	459,000	521,900
	9	359,500	439,900	470,800	532,500
	10	372,600	449,800	482,100	542,800
医師	11	385,400	459,200	493,100	552,900
	12	394,900	468,500	504,000	562,300
	13	404,000	477,600	514,300	571,200
	14	411,600	486,700	524,500	580,100
	15	416,400	495,600	534,500	588,800
	16	421,100	502,100	542,500	597,500
	17	424,000	507,500	551,400	605,700
	18		512,100	558,500	612,400
	19		515,800	565,300	617,700
	20		519,600	570,200	622,500
医師	21		523,400	575,100	
	22		527,000	579,900	
	23		530,600	584,200	
	24			588,500	
主任医師		303,400	367,300	410,700	480,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

ロ 医療職俸給表(二)

職 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	141,900	180,200	210,100	234,300	271,800	314,700	351,400	418,100
2	147,500	186,900	225,000	251,400	291,200	335,500	375,400	443,100
3	154,000	193,900	233,100	260,100	301,000	345,800	387,300	455,600
4	161,300	200,300	241,400	268,800	310,900	356,100	399,100	468,000
5	169,000	207,000	249,900	277,500	320,800	366,000	410,900	480,400
6	178,000	213,800	258,500	286,300	330,900	375,800	423,100	492,800
7	188,100	220,700	267,000	295,200	340,800	385,600	435,300	505,400
8	199,500	227,700	275,800	304,200	350,500	395,500	447,000	518,300
9	194,900	235,200	284,100	313,200	360,000	405,500	457,600	531,100
10	200,300	242,200	292,600	322,000	369,400	415,400	467,700	539,100
11	205,600	249,100	300,900	330,500	378,200	424,600	476,000	546,500
12	210,800	255,700	309,000	338,500	387,100	433,200	482,800	553,400
13	215,700	262,300	316,900	346,400	395,200	439,600	489,500	560,200
14	220,200	268,100	324,500	353,900	401,500	445,700	496,400	565,600
15	224,700	273,600	331,800	360,000	407,800	449,900	500,800	570,100
16	229,000	278,800	338,600	365,400	412,700	453,900	505,100	
17	233,300	284,000	344,800	370,300	417,500	457,900		
18	238,800	288,700	349,000	374,000	421,500	461,700		
19	239,900	293,200	353,200	377,600	425,200	465,500		
20	242,900	296,500	356,900	381,000	428,800			
21	245,400	299,100	359,700	384,100	432,400			
22	247,300	301,500	362,500	387,000	436,000			
23	303,400	365,000	389,500					
24	305,300	367,400	392,000					
25	307,200	369,600	394,700					
26	309,200	371,800	397,500					
27	311,200	376,300						
28	313,200							
29	315,200							
30	317,200							

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	155,300	192,700	225,800	249,200	281,200	318,700	353,500
2	160,900	198,300	231,300	254,800	286,800	324,300	359,100
3	166,500	203,900	236,900	260,400	292,400	330,000	364,700
4	172,100	209,500	242,500	266,000	298,000	335,600	370,300
5	177,700	215,100	248,100	271,600	303,600	341,200	375,900
6	183,300	220,700	253,700	277,200	309,200	346,800	381,500
7	188,900	226,300	259,300	282,800	314,800	352,400	387,100
8	194,500	231,900	264,900	288,400	320,400	358,000	392,700
9	199,100	237,500	270,500	294,000	326,000	363,600	398,300
10	204,700	243,100	276,100	299,600	331,600	369,200	403,900
11	210,300	248,700	281,700	305,200	337,200	374,800	409,500
12	215,900	254,300	287,300	310,800	342,800	380,400	415,100
13	221,500	259,900	292,900	316,400	348,400	386,000	420,700
14	227,100	265,500	298,500	322,000	354,000	391,600	426,300
15	232,700	271,100	304,100	327,600	359,600	397,200	431,900
16	238,300	276,700	309,700	333,200	365,200	402,800	437,500
17	243,900	282,300	315,300	338,800	370,800	408,400	443,100
18	249,500	287,900	320,900	344,400	376,400	414,000	448,700
19	255,100	293,500	326,500	350,000	382,000	419,600	454,300
20	260,700	299,100	332,100	355,600	387,600	425,200	459,900
21	266,300	304,700	337,700	361,200	393,200	430,800	465,500
22	271,900	310,300	343,300	366,800	398,800	436,400	471,100
23	277,500	315,900	348,900	372,400	404,400	442,000	476,700
24	283,100	321,500	354,500	378,000	410,000	447,600	482,300
25	288,700	327,100	360,100	383,600	415,600	453,200	487,900
26	294,300	332,700	365,700	389,200	421,200	458,800	493,500
27	299,900	338,300	371,300	394,800	426,800	464,400	499,100
28	305,500	343,900	376,900	400,400	432,400	470,000	504,700
29	311,100	349,500	382,500	406,000	438,000	475,600	510,300
30	316,700	355,100	388,100	411,600	443,600	481,200	515,900
31	322,300	360,700	393,700	417,200	449,200	486,800	521,500
32	327,900	366,300	399,300	422,800	454,800	492,400	527,100
33	333,500	371,900	404,900	428,400	460,400	498,000	532,700
34	339,100	377,500	410,500	434,000	466,000	503,600	538,300
35	344,700	383,100	416,100	439,600	471,600	509,200	543,900
36	350,300	388,700	421,700	445,200	477,200	514,800	549,500
37	355,900	394,300	427,300	450,800	482,800	520,400	555,100
38	361,500	399,900	432,900	456,400	488,400	526,000	560,700
39	367,100	405,500	438,500	462,000	494,000	531,600	566,300
40	372,700	411,100	444,100	467,600	499,600	537,200	571,900
41	378,300	416,700	449,700	473,200	505,200	542,800	577,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「以下の職員」の下に「(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第二項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)」を加える。

附則第十七項中「第十九条の四第三項及び第四項」を「第十九条の四第四項及び第五項」に、「第十九条の八第四項」を「第十九条の八第五項」に改める。

附則第二十二項中「(昭和二十二年法律第百二十号)」を削る。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(以下「職員」という。)」を「(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)」に改める。

第四条第一項中「(昭和二十二年法律第百二十号)」を削り、「期限若しくは」を「期限又は」に改め、「又は同法第八十一条の四第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された任期

の終了」を削る。

第五条第一項中「期限若しくは」を「期限又は」に改め、「又は同法第八十一条の四第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された任期の終了」を削る。

第十条第一項中「国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職し、又は同法第八十一条の三の規定により勤務した後退職し、その退職の日翌々日以後に同法第八十一条の四第一項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者(以下この条において「再任用職員等」という。並びに」を削り、同条第二項、第四項及び第五項中「再任用職員等及び」を削り、同条第六項及び第七項中「(再任用職員等を除く。)」を削る。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第六条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「要しない職員」の下に「(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)」を加える。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第七条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、各省各庁の長が定める。

第六条第一項に次のただし書を加える。
ただし、各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設定することができる。

第六条第二項に次のただし書を加える。
ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第七条第二項中「八日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)」を加える。

第十一条中「職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加え、「第五条を、第五条第一項に、「第六条第二項を、第六条第二項本文に改める。

第十七条第一項第一号中「二十日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数)」を加える。

第二十三条中「職員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を、「事項については」の下に

「第五条から前条までの規定にかかわらず」を加える。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第八条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「最高裁判所規則」との下に、「国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」とを加え、本則第一号中「第八十一条の五」を「第八十一条の六」に改める。

(国家公務員宿舎法の一部改正)

第九条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者を含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。)

ロ 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者又はこれに準ずる者で政令で定めるもの

平成十二年七月一日 衆議院會議録第四十二号

国家公務員法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(教育公務員特例法の一部改正)

第十条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「常時勤務の者」の下に「及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者」を加える。

第八条の見出しを「(任期)」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(定年)

第八条の二 国立大学の教員に対する国家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「評議会の議に基づき学長が定める」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的職員」とする。

2 国立大学の教員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3 国立大学の教員への採用についての国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第八十一条の四第二項(同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。)中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第八十一条の四第二項(同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。)中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

第八条の三 公立大学の教員の定年については、評議会の議に基づき学長が定める。

第十一条第一項中(昭和二十二年法律第二百十号)を削る。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第十一条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「常勤の講師」を「講師(常時勤務の者及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者に限る。)」に改める。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第十二条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「常時勤務の者」の下に「及び

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者」を加える。

第四条中(昭和二十二年法律第二百十号)を削る。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)の一部改正)

第十三条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「常時勤務に服することを要する講師」を「講師(常時勤務の者及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者に限る。)」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「常時勤務の者」の下に「及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者」を加える。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第十五条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項中「国家公務員」の下に「国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一) 次条の規定 公布の日

(二) 第一条中国国家公務員法第八十二条の改正規定(同条第二項後段に係る部分を除く。及び第八十一条中裁判所職員臨時措置法本則の改正規定(本則第一号に係る部分を除く。))並びに附則第六条第一項及び第八十一条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(実施のための準備)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法(附則第四条から第八十一条までにおいて「新国家公務員法」という。第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進を

の他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(旧法再任用職員に關する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)前に第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員(次項において「旧法再任用職員」といふ)に係る任用(任期の更新を除く)及び退職手当については、なお従前の例による。

2 旧法再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員法の寒冷地手当に關する法律第一条及び第二条の規定、第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に關する法律

第八条第十二項、第十九条の四第三項、第十九条の七第二項、第十九条の八第三項、第十九条の九第二項、第十九条の十第四項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律附則第十五項の規定の適用については、旧法再任用職員は、国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員でないものとみなす。

(任期の末日に關する特例)

第四条 次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項(新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

(特定警察職員等に關する特例)

第五条 施行日から平成十九年三月三十一日までの間における新国家公務員法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項の規定の適用については、新国家公務員法第八十一条の四第一

退職者等」といふ)とする。

2 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第二十五条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項(新国家公務員法

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十一年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十二年
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	六十三年
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	六十四年

第八十一条の五第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(懲戒処分に關する経過措置)

第六条 新国家公務員法第八十二条第一項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条第二号の政令で定める日以後である職員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある職員については、当該先の退職の前の職員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定

は、同項後段の定年退職者等となった日が施行日以後である職員について適用する。この場合において、附則第一条第二号の政令で定める日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある職員については、同日前のこれらの退職の前の職員としての在職期間は、同項後段の定年退

職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間には含まれないものとする。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正) 第七条 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二及び第七条の三中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第五項」に改める。

(国家公務員等の旅費に關する法律の一部改正) 第八条 国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第八十二条各号」を「第八十二条第一項各号」に、「因り」を「より」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「同条第四項を」同条第五項に、「第十九条の四第四項を」第十九条の四第五項に改める。

第十八条の三第二項中「同条第六項を」同条第七項に改める。

第二十三条第七項及び第八項中「第十九条の八第六項を」第十九条の八第七項に改める。

第二十五条第三項中「第十九条の四第三項を」第十九条の四第四項に改める。

国家公務員法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人事院の平成十年五月十三日付け及び同年九月二十五日付けの意見の申出にかんがみ、高齢社会に対応するため、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設けるとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国家公務員法の一部改正

(一) 新たな再任用制度の導入

- (1) 任命権者は、定年退職者若しくは勤務延長の後退職した者又は定年退職日以前に退職した者で勤務期間等を考慮して人事院規則で定める要件を満たす者(以下「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができることとする。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬこととする。
- (2) 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職に採用することができることとする。この場合の任期については、(1)を準用すること。
- (3) 短時間勤務の官職には、定年退職者等のうち、官職について定年制度の適用があるものとした場合の官職に係る定年に達した者に限り任用できることとする。
- (4) 任命権者は、自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者を、(1)

から(3)までに従い採用できるものとする。

(二) 懲戒制度の整備

- (1) 職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員、地方公務員又は公庫等一定の法人に使用される者(以下「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き退職を前提として職員として採用された場合、退職前の引き続き職員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする。
- (2) 職員が、新たな再任用制度により採用された場合において、定年退職者等となった日以前の引き続き職員としての在職期間又は同制度によりかつて採用された職員として在職していた期間中の懲戒事由に対しても(1)と同様とすること。

2 国家公務員寒冷地手当法の一部改正

新たな再任用制度により採用された職員(以下「再任用職員」という。)には寒冷地手当を支給しないこと。

3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正

- (一) 指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける再任用職員の俸給月額、各俸給表の再任用職員の欄のその者の職務の級に応じた額とすること。
- (二) 再任用職員のうち短時間勤務の官職を占

める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては同俸給表に掲げる俸給月額、その他の俸給表の適用を受ける職員にあつては(一)の月額に、職員の一週間当たりの勤務時間を勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすること。

(三) 自動車等を使用する再任用短時間勤務職員のうち、一箇月当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員の通勤手当額について、通常の額から人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすること。

(四) 再任用短時間勤務職員の超過勤務手当について、勤務時間が割り振られた日における割り振られた勤務時間と超過勤務の時間の合計が八時間に達するまでの間の勤務について、支給割合を百分の百とすること。

(五) 再任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合においては百分の七十(特定幹部職員にあつては百分の六十)、十二月に支給する場合においては百分の九十(特定幹部職員にあつては百分の八十)を乗じて得た額とすること。

(六) 再任用職員に支給する勤勉手当の総額は、再任用職員の勤勉手当の基礎額に百分の三十(特定幹部職員にあつては百分の四十)を乗じて得た額の総額とすること。

- (他) 再任用職員の期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額とすること。
- (ハ) 再任用職員について、初任給調整手当、扶養手当、特例的な調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当並びに特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当は支給しないこと。
- (九) 再任用職員については、暫定筑波研究学園都市移転手当は支給しないこと。
- 4 国家公務員退職手当法の一部改正
再任用職員については、退職手当は支給しないこと。
- 5 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正
(一) 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、一週間当たり十六時間から三十二時間までの間で各省各庁の長が定めるものとする。
- (二) 各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの間に週休日を設定することができることに、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行うものとする。
- (三) 再任用短時間勤務職員の年次休暇は、勤務時間等を考慮して二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数とすること。

- 6 裁判所職員臨時措置法の一部改正
裁判所職員への懲戒制度の整備の適用に関連し、所要の読み替えを行うこと。
- 7 教育公務員特例法の一部改正
国立大学の教員について、国家公務員法に基づき新たな再任用制度を適用することとし、その場合における任期の設定方法の特例を設けるとともに、教員の定年制度に係る規定の整備を行うこと。
- 8 その他
再任用短時間勤務職員について、常時勤務を要する官職を占める再任用職員に準じた取り扱いができるよう国家公務員の育児休業等に関する法律等七法律の規定について所要の改正を行うこと。
- 9 施行期日等
(一) この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。ただし、(二)は公布の日から、1の(1)及び6は公布の日から三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。
- (二) この法律の円滑な実施等を確保するため、任命権者は長期的な人事計画の推進等必要な準備を行うこととし、人事院及び内閣総理大臣は、任命権者の行う準備に関し、必要な連絡、調整等を行うこととする。
- (三) その他所要の経過規定を整備するとともに、関連法律について所要の改正を行うほか、任期の末日について「年齢六十五年」と

あるのは、平成十三年から平成十五年度においては「年齢六十二年」とし、以下三年ごとに一年ずつ段階的に引上げるための特例を設定すること。

二 議案の可決理由
本案は、人事院の意見の申出にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月三十日
内閣委員長 二田 孝治
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕
国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府並びに人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 新たな再任用制度は、定年退職者等が公務において培った知識・経験を活用できることとするために導入されたものであることにかんがみ、その制度の運用に当たっては、その趣旨を体して、公務部門における雇用の機会の拡充に努めること。

一 定年退職者等の再任用に当たっては、公正な選考基準により行うよう努めること。

一 再任用職員の給与等については、民間における六十歳台前半の雇用者の給与等の動向を踏まえたものとする。

衆議院会議録第三十二号中正誤

ペシ 段行 誤
三三 二二 求職者 正
求職者等

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京一〇五
二番四都港
大蔵省印刷局
区虎ノ門二丁目

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
一一五円
一〇四円